

**新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託**  
**企画提案仕様書**

**1 委託業務名**

新型コロナウイルス感染症における検体搬送・患者移送業務委託

**2 目的**

新型コロナウイルス感染症における P C R 検体の搬送及び感染症患者等の移送を安全・迅速に行うこととする。

**3 業務内容**

(1) 検体搬送業務

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する検体について、県内の 4 保健所（以下、「保健所」という。）及び各保健所管内の病院及び診療所等の医療機関（以下、「医療機関」という。）と山梨県衛生環境研究所の間を搬送する。

・保健所

中北保健所 荘崎市本町 4-2-4  
峡東保健所 山梨市下井尻 126-1  
峡南保健所 南巨摩郡富士川町鰍沢 771-2  
富士・東部保健所 富士吉田市上吉田 1-2-5

・山梨県衛生環境研究所 甲府市富士見 1-7-31

- ② 責任者（管理者）を配置し、業務に関する研修や調整にあたらせること。  
③ 搬送に使用する四輪自動車を用意すること。なお、車両の運行にかかる燃料代及び日常点検等にかかる経費は受託者の負担とする。  
④ 搬送は、県が定めた休日も含めた契約期間内の全日とする。  
⑤ 搬送車両は 5 台を基本とし、予備車両を 2 台程度確保し、搬送に支障がない体制を整備する。内訳は次のように想定している。

中北保健所：1 台、峡東保健所：1 台、峡南保健所：1 台、  
富士・東部保健所：2 台、予備車両：2 台

- ⑥ 搬送業務に要する経費は、上記⑤の基本車両(5 台)による運行体制の場合について積算するものとし、見積書には車両 1 台 1 日あたりの単価が分かるように記載する。また、積算の想定日数は令和 2 年 1 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 122 日間とする。

実際の支払いにおいては、基本経費とは別に稼働台数に応じた実績による経費を請求するものとする。

- ⑦ 衛生環境研究所への搬入時間は、1 日 3 回（①10 時 30 分、②14 時、③17 時）であり、どの時間帯に搬送するかは日毎に保健所の指示に従うものとする。

- ⑧ 委託期間における業務の手順は次のとおりとする。
- ア 指定された時間までに保健所に到着する。保健所到着後、検査対象者一覧表を受領し、指定された保健所管内の医療機関へ向かう。  
なお、県が定める休日における受領方法等については、別途協議するものとする。
- イ 医療機関到着後、受託者である名札を提示し、検体受取窓口に向かう。受託者は、医療機関が検体搬送容器に検体を収める際に、検査対象一覧表と医療機関が準備した検体票の検体数等を確認する。なお、検体搬送容器は三重梱包の容器とし、本委託の経費に含めるものとする。
- ウ 検体受領後、衛生環境研究所へ向かう。搬送中は、衝撃等が無いよう取扱いに注意する。
- エ 衛生環境研究所到着後、検査対象者一覧表、検査表、検体搬送容器を職員に引き渡すこと。検査票の写しを衛生環境研究所職員から受領する。
- オ 検査票の写しは翌日までに保健所に提出する。

## (2) 患者移送業務

- ① 新型コロナウイルス感染症患者（主に軽症者、無症状者）等について、県が指定する医療機関、宿泊施設等へ移送するために、県内4保健所に県が配備する移送用車両の運転業務を行うこと。
- ② 運転業務に従事する者は、道路交通法第84条に規定する普通自動車第2種免許を有しているものとする。
- ③ 県から依頼を受けた時に出動できる体制を取るものとする。
- ④ 移送業務に要する経費は、過去の実績に基づいた想定回数（4回／月）をもとに積算するものとし、見積書には移送1回あたりの単価が分かるように記載する。  
実際の支払いにおいては、基本経費とは別に移送件数に応じた実績による経費を請求するものとする。
- ⑤ 乗務員の感染症予防措置（講習等を含む。）を講じるものとする。
- ⑥ 知り得た患者等の個人情報を第三者に漏らしてはならず、また患者の人権に配慮の上、運転業務を行わなければならない。
- ⑦ 受託者は、事故防止に万全を期し、安全かつ迅速に運転業務を行うものとし、関係法令等を遵守しなければならない。
- ⑧ 患者移送業務の実施にあたり、移送の都度支給される次の資材について、保健所職員の指導のもと確実に着脱を行うこと。
- ・ マスク
  - ・ 手袋
  - ・ ゴーグルまたはフェイスシールド
  - ・ 防護服（ガウン）
- ⑨ 県は、必要に応じて保健所の担当職員を車両に同乗させる場合もある。
- ⑩ 県の指導のもと、乗務員の感染防護に配慮した上で患者等を移送する。移送後

は保健所職員の指導のもと車両を消毒する。

- (13) 受託者は、運転業務遂行中に異常事態が発生したときは、直ちに県と協議した上で対応するものとする。

#### 4 その他

- (1) 交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、県及び関係者に連絡するものとする。
- (2) 業務従事者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、県はその責任を一切負わない。

#### 5 評価項目及び点数

別紙の審査基準表のとおりとする。